

政令第二百二十六号

こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う

関係政令の整備等に関する政令

内閣は、こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第七十六号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、及び関係法律を実施するため、この政令を制定する。

（地方自治法施行令の一部改正）

第一条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第七百七十四条の二十六第七項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に、「から第三項まで」を「、第二項及び第五項」に改める。

第七百七十四条の三十二第三項中「厚生労働省令」を「主務省令」に、「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第七百七十四条の四十九の二第二項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に、「から第三項まで」を「、第

二項及び第五項」に改める。

第百七十四条の四十九の十二第二項中「厚生労働省令」を「主務省令」に、「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(児童福祉法施行令の一部改正)

第二条 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「厚生労働省令」を「内閣府令」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第三条第一項第一号ロ(2)並びに第三条の二第一項から第六項まで、第十項及び第十一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第四条第十号中「第八十三条から第八十五条まで」を「第七十八条から第八十条まで」に改める。

第五条、第六条、第七条第一項、第八条、第十条及び第二十一条中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十二条の九中「第十九条の二十第三項」の下に「（法第二十一条の二、第二十一条の五の三十及び第二十四条の二十一において準用する場合を含む。）」を加える。

第二十四条第二号及び第三号中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第三号イ及びロ、第四号イ(1)及び(2)並びに第五号イ(1)及び(2)、ロ(1)及び(2)並びにハ中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第六号中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十五条の二第一号ハ(1)及び(2)、ニ(1)(i)及び(ii)並びにホ(1)(i)及び(ii)、(2)(i)及び(ii)並びに(3)並びに第二号ハ(1)及び(2)、ニ(1)(i)及び(ii)並びにホ(1)(i)及び(ii)、(2)(i)及び(ii)並びに(3)中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同号へ中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十五条の五第六項及び第二十五条の六第二号中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十五条の七第一項中「第二十七条の十八」の下に「及び第四十六条の三第三号」を加える。

第二十五条の十三第一項第二号から第四号までの規定中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十七条の二第三号中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同号イ及びロ中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第四号中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十七条の四第六項及び第二十七条の五第二号中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十七条の六第一項中「。以下この条」の下に「及び第四十六条の三第二号」を加え、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十七条の七の表第二十四条の三第七項の項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同表第二十条の三第十項の項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十七条の十三第一項第二号から第四号までの規定中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十七条の十五の表第二十一条の五の十五第三項第二号の項及び第二十一条の五の十五第三項第三号の項並びに第二十七条の十七の表第二十四条の二十八第一項の項、第二十四条の二十八第二項において準用する第二十一条の五の十五第三項第三号の項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第三十四条中「は、厚生労働省令でこれを」を「のうち、法第二章第一節第二款及び第四款の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給等に関するものについては厚生労働省令で、それ以外のものについては

内閣府令で」に改める。

第三十七条並びに第四十二条第一号、第四号、第六号から第八号まで及び第十号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第四十四条の八第二項、第四十四条の九及び第四十四条の十第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第四十四条の十二第一項第一号中「に規定する厚生労働省令」を「の内閣府令」に改める。

第四十四条の十三第一項第二号及び第二項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第四十五条の三第八項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に、「から第三項まで」を「第二項及び第五項」に改める。

第四十六条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条の次に次の三条を加える。

第四十六条の二 法第五十九条の八第一項の政令で定める権限は、法第四十五条第四項並びに第五十九条の四第二項及び第三項に規定する権限とする。

第四十六条の三 法第五十九条の八第一項の規定によりこども家庭庁長官に委任された権限のうち次の各

号に掲げるものは、当該各号に定める地方厚生局長（四国厚生支局の管轄する区域にあつては、四国厚生支局長。以下この条において同じ。）に委任する。ただし、こども家庭庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

一 法第二十一条の三第三項に規定する権限 当該権限の行使の対象となる都道府県知事が管轄する区域を管轄する地方厚生局長

二 法第二十一条の五の二十七及び第二十一条の五の二十八（これらの規定を法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）に規定する権限 当該権限の行使の対象となる法第二十一条の五の十八第一項に規定する指定障害児事業者等又は指定障害児入所施設等の設置者の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長

三 法第二十四条の三十九及び第二十四条の四十に規定する権限 当該権限の行使の対象となる指定障害児相談支援事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長

四 法第五十九条の五第一項から第三項までに規定する権限 法第二十一条の三第一項、第三十四条の五第一項、第三十四条の六、第四十六条及び第五十九条の規定により当該権限が属するものとされて

いる都道府県知事が管轄する区域を管轄する地方厚生局長

第四十六条の四 内閣総理大臣は、この政令に規定する内閣総理大臣の権限をこども家庭庁長官に委任する。

(母体保護法施行令の一部改正)

第三条 母体保護法施行令（昭和二十四年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第六条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第七条及び第八条中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正)

第四条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「規定により、」の下に「補助金等の交付に関する事務（」を、「に関する事務」の下に「をいう。以下この条及び次条において同じ。」を加え、「の事務」を「の補助金等の交付に関する

事務」に改め、同項ただし書中「ただし」を「この場合において」に、「場合においては」を「ときは」に、「事務」を「補助金等の交付に関する事務」に改め、同条第四項中「事務」を「補助金等の交付に関する事務」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「事務の」を「補助金等の交付に関する事務の」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 各省各庁の長は、他の法律の規定により当該各省各庁の所掌事務を他の各省各庁の機関が行う場合には、法第二十六条第一項の規定により、当該所掌事務に係る補助金等の交付に関する事務の一部を当該他の各省各庁の機関に委任することができる。この場合においては、当該補助金等の名称を明らかにして、委任しようとする補助金等の交付に関する事務の内容及び機関について、財務大臣に協議しなければならぬ。

第十七条第一項中「補助金等の交付の申請の受理、交付の決定及びその取消し、補助事業等の実績報告の受理、補助金等の額の確定、補助金等の返還に関する処分その他補助事業等の監督に関する事務」を「補助金等の交付に関する事務」に、「事務の内容」を「補助金等の交付に関する事務の内容」に改め、

同条第二項中「事務の」を「補助金等の交付に関する事務の」に、「当該事務」を「補助金等の交付に関する事務」に改め、同条第四項及び第五項中「事務」を「補助金等の交付に関する事務」に改め、同条第六項中「事務の」を「補助金等の交付に関する事務の」に、「当該事務」を「補助金等の交付に関する事務」に改める。

(関税暫定措置法施行令等の一部改正)

第五条 次に掲げる政令の規定中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

- 一 関税暫定措置法施行令(昭和三十五年政令第六十九号)第三十三条第二項第一号
- 二 指定都市又は中核市の指定があつた場合における必要な事項を定める政令(昭和三十八年政令第十一号)第三条

三 児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令(昭和六十年政令第二百三十六号)附則第四条

四 子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項第二号の子どもの貧困率等の定義を定める政令(平成二十六年政令第五号)第一項及び第二項

五 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律に基づき都道府県

に交付する事務費に関する政令（平成三十一年政令第百六十号）本則

（児童扶養手当法施行令の一部改正）

第六条 児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）の一部を次のように改正する。

第五条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第六条の三第二項第二号、第六条の五第二項第二号、第六条の六第二項第一号並びに第八条第一号及び

第三号中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

別表第二第十一号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部改正）

第七条 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）の一部を次のように改

正する。

第三条第九号、第六条第一項第八号及び第二項第四号、第七条第三号ただし書並びに第八条第六項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第九条第四項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第十八条第一項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十四条中「厚生労働省令」を「内閣府令」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第三十条（見出しを含む。）中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第三十一条第九号及び第三十一条の六第六項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第三十一条の十（見出しを含む。）中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第三十二条第八号、第三十七条第六項、第四十二条第一項各号、第四十五条第一項及び第二項第一号並

びに附則第四条第八号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

（母子保健法施行令の一部改正）

第八条 母子保健法施行令（昭和四十年政令第三百八十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

本則に次の一条を加える。

（権限の委任）

第四条 法第二十八条第一項の規定によりこども家庭庁長官に委任された権限のうち次の各号に掲げるも

のは、当該各号に定める地方厚生局長（四国厚生支局の管轄する区域にあつては、四国厚生支局長。以下この条において同じ。）に委任する。ただし、こども家庭庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

一 法第二十条第七項において準用する児童福祉法第二十一条の三第三項に規定する権限 当該権限の行使の対象となる都道府県知事が管轄する区域を管轄する地方厚生局長

二 法第二十七条第一項に規定する権限 法第二十条第七項において準用する児童福祉法第二十一条の

三第一項の規定により当該権限が属するものとされている都道府県知事が管轄する区域を管轄する地方厚生局長

（沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）

第九条 沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百六号）の一部を次のように改正する。

第二十七条中「文部科学大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

（日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行

令)

第十条 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第十六条第二項」を「第十六条第三項」に改め、同条の表第十六条第一項の項及び第十七条第一項の項中「当該事務」を「補助金等の貸付けに関する事務」に改める。

（国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令の一部改正）

第十一条 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

「消費者庁

別表中「消費者庁」を

に改める。

こども家庭庁」

（中小企業等経営強化法施行令の一部改正）

第十二条 中小企業等経営強化法施行令（平成十一年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項第五号中「四国厚生支局長。次号及び次条第三号」を「四国厚生支局長。以下この条及

び次条」に改め、同項第六号中「この号」の下に「及び第十四号」を加え、同項に次の二号を加える。

十三 法第二条第一項第八号に掲げる者（全国を地区とするものを除く。）が単独で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業の全部又は一部が内閣総理大臣の所管に属するものに関する内閣総理大臣の権限（法第七十三条第十四項の規定によりこども家庭庁長官に委任されたものに限る。） 当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長

十四 特定事業者が共同で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業の全部又は一部が内閣総理大臣の所管に属するものうち、その代表者が個別特定事業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別特定事業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域に含む地方厚生局又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る地方厚生局が同一であるものに関する内閣総理大臣の権限（法第七十三条第十四項の規定によりこども家庭庁長官に委任されたものに限る。） 当該地方厚生局長

イ その地区が一の地方厚生局の管轄区域を超えない地区組合

ロ その行う事業が一の地方厚生局の管轄区域内に限られる法第二条第五項第八号に規定する一般社団法人

第十四条に次の一号を加える。

八 特定事業者等が単独で又は共同で作成した経営力向上計画であつて当該経営力向上計画に従つて行われる経営力向上に係る事業の全部又は一部が内閣総理大臣の所管に属するものに関する内閣総理大臣の権限（法第七十三条第十四項の規定によりこども家庭庁長官に委任されたもの）に限り、法第十七条第七項、第十八条第三項並びに第二十七条第二項及び第三項の規定によるものを除く。）当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長

（重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の
関係行政機関を定める政令の一部改正）

第十三条 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の関係行政機関を定める政令（平成十一年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

第三十号を第三十一号とし、第五号から第二十九号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を

加える。

五 こども家庭庁

(地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正)

第十四条 地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

本則の表七の項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

(国家公務員倫理規程の一部改正)

第十五条 国家公務員倫理規程(平成十二年政令第一百一号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「消費者庁」の下に「、こども家庭庁」を加える。

(沖縄振興特別措置法施行令の一部改正)

第十六条 沖縄振興特別措置法施行令(平成十四年政令第二百二号)の一部を次のように改正する。

第三十二条の二中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同条第四号中イを削り、ロをイとし、ハからリまでをロからチまでとし、同号を同条第五号とし、同条第三号中「(昭和二

十二年法律第二十六号」を削り、「学校（」の下に「幼稚園（第一号イに規定するものに限る。）」、「を加え、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下単に「幼保連携型認定こども園」という。）の施設」を削り、同号を同条第四号とし、同条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 次に掲げる事業のうち、内閣総理大臣が定めるもの

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園であつて、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。ロにおいて「認定こども園法」という。）第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第十一項の規定による公示がされたものの校舎その他の施設の整備に関する事業

ロ 認定こども園法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）の施設の整備に関する事業

第三十六条第二項中「（幼保連携型認定こども園に係る指定にあつては、当該各省各庁の長並びに文部

科学大臣及び厚生労働大臣)」を削る。

別表第一の十八の項中「第七条第一項」を「(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第一項」に改める。

(武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部改正)

第十七条 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令(平成十五年政令第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中第三十三号を第三十四号とし、第六号から第三十二号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 こども家庭庁

(独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部改正)

第十八条 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令(平成十五年政令第三百六十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号イ及びロ、第二号並びに第三号、第五条第一項第二号から第五号まで及び第二項第五号、第六条第二号並びに第十三条中「文部科学省令」を「内閣府令」に改める。

第十六条、第十八条第二項及び附則第一条の二から第一条の四までの規定中「文部科学大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附則第五条第三項中「文部科学省令」を「内閣府令」に、「文部科学大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第四項第三号中「文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して」を削り、「として」の下に「内閣総理大臣が」を加える。

別表備考中「文部科学大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(発達障害者支援法施行令の一部改正)

第十九条 発達障害者支援法施行令（平成十七年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「厚生労働省令」を「内閣府令・厚生労働省令」に改める。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正)

第二十条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）

の一部を次のように改正する。

目次中「・第五十二条」を「―第五十五条」に改める。

第一条中「として」の下に「内閣総理大臣及び」を加える。

第一条の二各号、第三条の二第二項、第三条の三及び第三条の四第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令・厚生労働省令」に改める。

第三条の六第一項第一号中「に規定する厚生労働省令」を「の主務省令」に改める。

第三条の七第一項第二号及び第二項中「厚生労働省令」を「内閣府令・厚生労働省令」に改める。

第十条第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令・厚生労働省令」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」に改める。

第十五条及び第十六条中「厚生労働省令」を「内閣府令・厚生労働省令」に改める。

第十七条第二号中「厚生労働大臣が定める」を「内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める要件に該当する」に改め、同号イ中「厚生労働省令」を「内閣府令・厚生労働省令」に改め、同条第四号中「厚生労働省令」の下に「（当該支給決定障害者等が居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所又は重度障害者等包

括支援に係る支給決定を受けた場合にあつては、内閣府令・厚生労働省令」を加える。

第十九条第二号ニ中「厚生労働省令」の下に「（当該支給決定障害者等が居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所又は重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けた場合にあつては、内閣府令・厚生労働省令）」を加える。

第二十一条の二の表第二十九条第六項の項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第二十六条の九の表第三十六条第三項第二号の項及び第三十六条第三項第三号の項、第二十六条の十三の表第三十六条第三項第二号の項及び第三十六条第三項第三号の項、第二十六条の十五第一項の表第五十一条の十九第二項において準用する第三十六条第三項第二号の項及び第五十一条の十九第二項において準用する第三十六条第三項第三号の項並びに同条第二項の表第五十一条の二十第二項において準用する第三十六条第三項第二号の項及び第五十一条の二十第二項において準用する第三十六条第三項第三号の項中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

第二十八条中「厚生労働省令」を「内閣府令・厚生労働省令」に改める。

第二十九条第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令・厚生労働省令」に改め、同条第二項中「に規定す

る厚生労働省令」を「の内閣府令・厚生労働省令」に改める。

第三十条、第三十二条及び第三十三条中「厚生労働省令」を「内閣府令・厚生労働省令」に改める。

第三十五条中「に規定する厚生労働省令」を「の主務省令」に改め、同条第一号中「厚生労働大臣」を

「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」に、「厚生労働省令」を「内閣府令・厚生労働省令」に改め、同条第二号から第五号までの規定中「厚生労働省令」を「内閣府令・厚生労働省令」に改める。

第四十三条の三第二号中「厚生労働省令」を「内閣府令・厚生労働省令」に改める。

第四十三条の五第八項中「事項は、」の下に「法第七十六条の二第一項第一号に掲げる者に係るものについては内閣府令・厚生労働省令で、同項第二号に掲げる者に係るものについては」を加える。

第四十四条第三項第一号イ中「厚生労働大臣が定める者」を「内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める要件に該当するもの」に、「勘案して」を「勘案して内閣総理大臣及び」に改める。

第四十五条から第四十五条の三までの規定中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」に改める。

第五十二条の見出し中「厚生労働省令」を「命令」に改め、同条中「事項は、」の下に「第五十二条第

一項各号に掲げる事項については内閣府令・厚生労働省令で、それ以外の事項については」を加え、同条を第五十五条とし、第五十一条の次に次の三条を加える。

(主務大臣)

第五十二条 法第百六条の二第一項ただし書の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第一章（第五条を除く。）、第二章第一節（第八条から第十一条まで及び第十二条を除く。）並びに第二節第一款及び第二款（第十九条第三項及び第二十七条（同項に係る部分に限る。）を除く。）、第二十八条、第四十一条の二、第三章（第七十七条第一項第四号及び第五号を除く。）、第五章から第八章まで、第百五条の二並びに第百八条の規定に定める事項

二 前号に掲げるもののほか、居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所、重度障害者等包括支援、基本相談支援（特定相談支援事業を行う者が行うものに限る。）、計画相談支援、特定相談支援事業、自立支援医療、補装具、移動支援事業及び地域活動支援センターに関する事項（法第十九条第三項、第二十七条（同項に係る部分に限る。）、第二章第二節第四款及び第七十六条の二第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定に定める事項を除く。）

2 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、法第百六条の二第一項ただし書及び前項の規定により、法第百一十條、第四十七條の二第二項、第五十一條の三、第五十一條の四、第五十一條の三十二及び第五十一條の三十三に規定する権限（前項第二号に掲げる事項に係るものに限る。）を行使する場合においては、それぞれ単独にその権限を行使することを妨げない。この場合においては、内閣総理大臣にあつては厚生労働大臣に、厚生労働大臣にあつては内閣総理大臣に、速やかにその結果を通知するものとする。

（権限の委任）

第五十三條 法第百七條第三項の規定によりこども家庭庁長官に委任された権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める地方厚生局長（四国厚生支局の管轄する区域にあつては、四国厚生支局長。以下この条において同じ。）に委任する。ただし、こども家庭庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

- 一 法第五十一條の三及び第五十一條の四に規定する権限（前條第一項第二号に掲げる事項に係るものに限る。） 当該権限の行使の対象となる法第四十二條第一項に規定する指定事業者等の主たる事務所所在地を管轄する地方厚生局長

二 法第五十一条の三十二及び第五十一条の三十三に規定する権限（前条第一項第二号に掲げる事項に係るものに限る。） 当該権限の行使の対象となる法第五十一条の二十二第一項に規定する指定相談支援事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長

第五十四条 内閣総理大臣は、この政令の規定による内閣総理大臣の権限をこども家庭庁長官に委任する。

附則第二条の次に次の一条を加える。

（主務大臣）

第二条の二 法第六十六条の二第一項ただし書の政令で定める事項は、第五十二条第一項各号に掲げる事項のほか、法附則第二条第一項の規定により障害者とみなされた障害児に関する事項とする。

附則第十二条並びに第十三条第二項第二号及び第三号中「厚生労働省令」を「内閣府令・厚生労働省令」に改める。

（特別会計に関する法律施行令の一部改正）

第二十一条 特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条の三中「第五十六条の二第二項第二号」を「第五十六条の二第二項」に、「同号」を「第五十六条の二第二項第一号イ中「児童手当交付金」とあるのは「児童手当交付金及び子ども手当交付金」と、同項第二号」に、「事務」とあるのは「事務及び子ども手当交付金の交付に関する事務」と、同項」を「第六十条第三項」に改める。

(職員の退職管理に関する政令の一部改正)

第二十二條 職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第五号中「並びに同法」を「同法」に改め、「及び局長」の下に「並びに同条第二項に規定する官房の長」を加え、同項中第十七号を第十八号とし、第十一号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 子ども家庭庁長官

第十六条第一項第一号中「第九号」を「第十号」に、「第二十一号」を「第二十二号」に改め、同項第四号中「第八号」を「第九号」に、「第二十一号」を「第二十二号」に改め、同項中第二十二号を第二十

三号とし、第九号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 こども家庭庁

第十七条中「第十号から第二十号まで」を「第十一号から第二十一号まで」に改める。

第十九条第一号中「第十号から第二十一号まで」を「第十一号から第二十二号まで」に改める。

第三十三条第三号及び第三十六条中「第二十一号」を「第二十二号」に改める。

別表第一内閣府（宮内庁、公正取引委員会、警察庁及び金融庁を除く。）の項中「及び金融庁」を「金融庁及びこども家庭庁」に改め、「子ども・子育て本部」を削り、同表金融庁の項の次に次のように加える。

こども家庭庁	こども家庭庁組織令（令和五年政令第百二十五号）第一条に規定する長官官房 成育局 支援局 国立児童自立支援施設
--------	---

別表第二金融庁の項の次に次のように加える。

こども家庭庁

こども家庭庁長官

(子ども・子育て会議令の廃止)

第二十三条 子ども・子育て会議令(平成二十五年政令第八十一号)は、廃止する。

(新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部改正)

第二十四条 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成二十五年政令第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中第三十二号を第三十三号とし、第六号から第三十一号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 こども家庭庁

(国家戦略特別区域法施行令の一部改正)

第二十五条 国家戦略特別区域法施行令(平成二十六年政令第九十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表第二項の項中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改める。

第六条第十号中「第八十三条から第八十五条まで」を「第七十八条から第八十条まで」に改める。

第七条第一項及び第十二条中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

(幹部職員の任用等に関する政令の一部改正)

第二十六条 幹部職員の任用等に関する政令(平成二十六年政令第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十七号までを一号ずつ繰り上げる。

第十三条に次の一号を加える。

七 こども家庭庁長官

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令の一部改正)

第二十七条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令(平成二十六年政令第二百三号)の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

(こども家庭庁長官に委任されない権限)

第九条 法第三十七条第一項の政令で定める権限は、法第三条第二項及び第四項並びに第十条第一項並びに法第二十六条において準用する学校教育法第八十一条第一項に規定する権限とする。

(子ども・子育て支援法施行令の一部改正)

第二十八条 子ども・子育て支援法施行令(平成二十六年政令第二百十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の二中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改める。

第四条第一項第一号中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改め、同項第二号中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改める。

第八条の表第二項の項中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に、「同項第二号」を「同条第二号」に、「同条第一項第一号」を「同条第一号」に改め、同表第五項の項中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に、「同項第一号」を「同条第一号」に改める。

第十五条の表第二項の項中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に、「同項第二号」を「同条第二号」に、「同条第一項第一号」を「同条第一号」に改め、同表第五項の項中「第十九条第一項第一

号」を「第十九条第一号」に、「同項第一号」を「同条第一号」に改める。

本則に次の二条を加える。

(こども家庭庁長官に委任されない権限)

第四十二条 法第七十六条第一項の政令で定める権限は、法第五十九条の二第二項、第六十条第一項、第

六十六条の三第二項並びに第七十条第三項及び第四項に規定する権限とする。

(こども家庭庁長官への権限の委任)

第四十三条 内閣総理大臣は、この政令に規定する内閣総理大臣の権限をこども家庭庁長官に委任する。

附則第六条第一項の表法第二十条第一項の項中「同項第二号」を「同条第二号」に、「同項各号」を

「同条各号」に、「前条第一項各号」を「前条各号」に改め、同表法第二十条第五項の項中「前条第一項

第二号」を「前条第二号」に改め、同表法第七十八条第一項の項中「第七十八条第一項」を「第七十三条

第一項」に改め、同表法第八十七条第一項の項中「第八十七条第一項」を「第八十二条第一項」に改め、

同表法第八十七条第二項の項中「第八十七条第二項」を「第八十二条第二項」に改める。

(特定秘密の保護に関する法律施行令の一部改正)

第二十九条 特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「カジノ管理委員会」の下に「、こども家庭庁」を加える。

（旧優生保護法一時金認定審査会令の一部改正）

第三十条 旧優生保護法一時金認定審査会令（令和元年政令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「厚生労働省子ども家庭局母子保健課」を「こども家庭庁成育局母子保健課」に改める。

（成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律施行令の一部改正）

第三十一条 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律施行令（令和元年政令第七十号）の一部を次のように改正する。

目次及び第一章並びに第二章の章名を削る。

第八条中「法第十九条第一項」を「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医

療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（以下「法」という。）第十七条第一項」に改め、同条の条名を削る。

（文部科学省組織令の一部改正）

第三十二条 文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第十四号中「及び災害共済給付（学校の管理下における幼児、児童、生徒及び学生の負傷その他の災害に関する共済給付をいう。第三十一条第六号及び第三十四条第八号において同じ。）」を削り、同条第三十二号中「内閣府」を「こども家庭庁」に改める。

第三十条第十三号中「内閣府」を「こども家庭庁」に改める。

第三十一条第六号中「及び災害共済給付」を削り、同条第七号中「内閣府」を「こども家庭庁」に改める。

第三十四条第八号中「及び災害共済給付」を削る。

（厚生労働省組織令の一部改正）

第三十三条 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九十一条」を「第九十九条」に改め、「第八目 子ども家庭局（第九十二条―第九十九条）」を削り、「第九目」を「第八目」に、「第十目」を「第九目」に、「第十一目」を「第十目」に、「第十二目」を「第十一目」に、「第十三目」を「第十二目」に、「第十四目」を「第十三目」に改める。

第二条第一項中「十一局」を「十局」に改め、「子ども家庭局」を削る。

第四条第三号中「子ども家庭局及び」を削る。

第九条第十一号中「（子ども家庭局の所掌に属するものを除く。）」を削る。

第十条を次のように改める。

第十条 削除

第十一条第一項第二号中「子ども家庭局及び」を削り、同項第四号中「（子ども家庭局の所掌に属するものを除く。）」を削り、同項中第二十一号を第二十三号とし、第十四号から第二十号までを二号ずつ繰り下げ、同項第十三号中「第百九条第十六号」を「第百九条第十五号」に改め、同号を同項第十五号とし、同項中第十二号を第十四号とし、第八号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、同項第七号中「（子

ども家庭局の所掌に属するものを除く。」を削り、同号を同項第九号とし、同項第六号の次に次の二号を加える。

七 要保護女子（売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十四条第三項に規定する要保護女子をいう。第百一条第八号において同じ。）の保護更生に関する事。

八 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）の規定による被害者の保護（婦人相談所、婦人相談員及び婦人保護施設の行うものに限る。）に関する事。

第十一条第二項中「前項第八号から第十号まで」を「前項第十号から第十三号まで」に、「第十三号から第十五号まで」を「第十五号から第十七号まで」に、「第二十一号」を「第二十三号」に改め、同項第一号中「社会福祉法」の下に「（昭和二十六年法律第四十五号）」を加え、同項第二号中「前項第七号」を「前項第九号」に改める。

第十四条第七号中「の規定」を「（平成二十四年法律第六十五号）の規定」に改め、「（同法第六十九条第一項第一号に掲げる事業主に係るものに限る。）」を削り、同条第十二号中「、子ども・子育て支援勘定」を削り、「除く。次号において同じ」を「除き、子ども・子育て支援勘定にあつては子ども・子育て

て支援法の規定による拠出金に係る部分に限る」に改め、同条第十三号中「年金特別会計」の下に「（健康勘定、子ども・子育て支援勘定及び業務勘定のうち特別保健福祉事業に係る部分を除く。）」を加える。

第十八条第一項中「十四人」を「十三人」に改める。

第四十一条第二号中「児童福祉法」の下に「（昭和二十二年法律第百六十四号）」を加える。

第四十五条第四号中「第十九条の二十二に規定する小児慢性特定疾病児童等自立支援事業」を「の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給等」に改める。

第八十九条第一号中「（子ども家庭局の所掌に属するものを除く。）」を削る。

第一章第二節第三款第八目の目名を削る。

第九十二条から第九十九条までを次のように改める。

第九十二条から第九十九条まで 削除

第一百一条第三号中「子ども家庭局、」を削り、同条第八号を同条第十号とし、同条第七号の次に次の二号を加える。

八 要保護女子の保護更生に関する事。

九 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定による被害者の保護（婦人相談所、婦人相談員及び婦人保護施設の行うものに限る。）に関する事。

第二百二条第一号中「子ども家庭局」を「総務課」に改める。

第二百三条第二号中「子ども家庭局、」を削り、同条第十号中「子ども家庭局及び」を削り、同条第十五号中「子ども家庭局、」を削り、同号を同条第十六号とし、同条第十四号の次に次の一号を加える。

十五 児童委員に関する事（主任児童委員の指名に関する事に限る。）。

第二百四条第三号中「子ども家庭局、」を削る。

第二百九条中第六号を削り、第七号を第六号とし、同条第八号中「児童福祉施設（知的障害児、身体障害児及び重症心身障害児に係るものに限る。）への入所又は通所に要する費用及び」を削り、同号を同条第七号とし、同条中第九号を第八号とし、第十号から第十八号までを一号ずつ繰り上げる。

第一百十条第三号中「第六号」を「第五号」に改め、同条第四号を削り、同条第五号を同条第四号とし、同条第六号中「、精神障害者、知的障害児、身体障害児及び重症心身障害児」を「及び精神障害者」に改

め、同号を同条第五号とし、同条第七号を同条第六号とする。

第一章第二節第三款中第九目を第八目とし、第十目を第九目とし、第十一目を第十目とする。

第三百十条第十号中「年金特別会計」の下に「（健康勘定、子ども・子育て支援勘定及び業務勘定のうち特別保健福祉事業に係る部分を除く。）」を加え、同号を同条第十一号とし、同条第九号中「、子ども・子育て支援勘定」を削り、「除く。次号において同じ」を「除き、子ども・子育て支援勘定にあっては子ども・子育て支援法の規定による拠出金に係る部分に限る」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号の次に次の一号を加える。

九 子ども・子育て支援法の規定による拠出金の徴収に関すること（事業管理課の所掌に属するものを除く。）。

第一章第二節第三款中第十二目を第十一目とし、第十三目を第十二目とし、第十四目を第十三目とする。

第三百三十五条中「国立児童自立支援施設」を削る。

第四百一条から第四百十八条までを次のように改める。

第四百四十一条から第四百四十八条まで 削除

附則第三条を次のように改める。

第三条 削除

附則第六条第一項中「第十一条第一項第八号」を「第十一条第一項第十号」に改める。

(社会保障審議会令の一部改正)

第三十四条 社会保障審議会令(平成十二年政令第二百八十二号)の一部を次のように改正する。

第十条第二号中「子ども家庭局子育て支援課」を「社会・援護局総務課」に改める。

(復興庁組織令の一部改正)

第三十五条 復興庁組織令(平成二十四年政令第二十二号)の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項の表補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和三十年政令第二百五十五号)の項中「第十六条第一項ただし書」を「第十六条第一項」に改め、同条第三項中「十三 デジタル庁」を「十二 デジタル庁」に、「十三の二」を「十二の二」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、令和五年四月一日から施行する。

(関税暫定措置法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第五条(第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の規定による改正前の関税暫定措

置法施行令第三十三条第二項第一号の規定による厚生労働大臣の証明書は、この政令の施行の日(以下

「施行日」という。)以後は、第五条の規定による改正後の同号の規定による内閣総理大臣の証明書とみ

なす。

(指定都市又は中核市の指定があつた場合における必要な事項を定める政令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 施行日前に第五条(第二号に係る部分に限る。以下この項において同じ。)の規定による改正前の

指定都市又は中核市の指定があつた場合における必要な事項を定める政令(以下この条において「旧必要

事項政令」という。)第三条第一項(旧必要事項政令第八条において準用する場合を含む。)の規定によ

り厚生労働大臣が定めた額は、施行日以後は、第五条の規定による改正後の指定都市又は中核市の指定が

あつた場合における必要な事項を定める政令(以下この条において「新必要事項政令」という。)第三条

第一項（新必要事項政令第八条において準用する場合を含む。）の規定により内閣総理大臣が定めた額とみなす。

2 施行日前に旧必要事項政令第三条第二項（旧必要事項政令第八条において準用する場合を含む。）の規定により厚生労働大臣が定めた債権の譲渡価格及び支払条件は、施行日以後は、新必要事項政令第三条第二項（新必要事項政令第八条において準用する場合を含む。）の規定により内閣総理大臣が定めた債権の譲渡価格及び支払条件とみなす。

（沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正に伴う経過措置）

第四条 施行日前に第九条の規定による改正前の沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第二十七条の規定により読み替えられた独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第十七条第一項（同法附則第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により文部科学大臣が定めた額は、施行日以後は、第九条の規定による改正後の同令第二十七条の規定により読み替えられた同法第十七条第一項（同法附則第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により内閣総理大臣が定めた額とみなす。

(沖縄振興特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第五条 施行日前に第十六条の規定による改正前の沖縄振興特別措置法施行令第三十二条の二第三号の規定により内閣総理大臣が定めた事業（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園であつて、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第十一項の規定による公示がされたものの校舎その他の施設並びに同法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の施設の整備に関するものに限る。）は、施行日以後は、第十六条の規定による改正後の同令第三十二条の二第一号の規定により内閣総理大臣が定めた事業とみなす。

(発達障害者支援法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第十九条の規定による改正前の発達障害者支援法施行令第一条の規定に基づいて制定された厚生労働省令は、施行日以後は、第十九条の規定による改正後の発達障害者支援法施行令第一条の規定に基づいて制定された内閣府令・厚生労働省令としての効力を有するものとする。

(罰則に関する経過措置)

第七条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。